

大津市原子力災害避難計画

第1章 基本的事項

国が定める原子力災害対策指針に基づくと、原子力発電所より概ね30km圏外の自治体は避難計画の策定を必要とされていない。

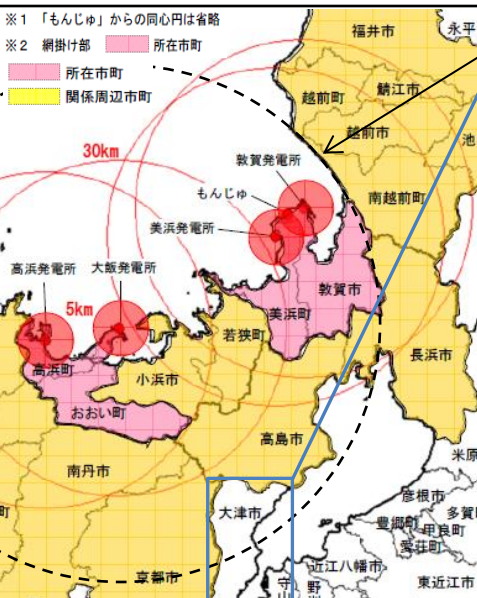
しかしながら、東日本大震災が発災した際、福島第一原発から最大で47km程度離れた飯館村において、放射線量が局所的に高く点在する汚染地域（ホットスポット）が発生した。ホットスポット発生の際、基本となる避難行動は屋内退避であるが、場合によっては一時移転等の避難が必要となる可能性がある。

そこで、本市は、一番近い大飯発電所より47km圏内に位置する下图の地域を対象として屋内退避と一時移転等に係る計画を策定する。
なお、本計画は大津市地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章 原子力災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備 第1 避難計画の策定に基づき策定するものとする。

大飯発電所より約47kmのライン



伊香立学区は伊香立上龍華町、伊香立途中町が対象



関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）
平成25年6月 関西広域連合広域防災局より

概要版（令和3年3月）

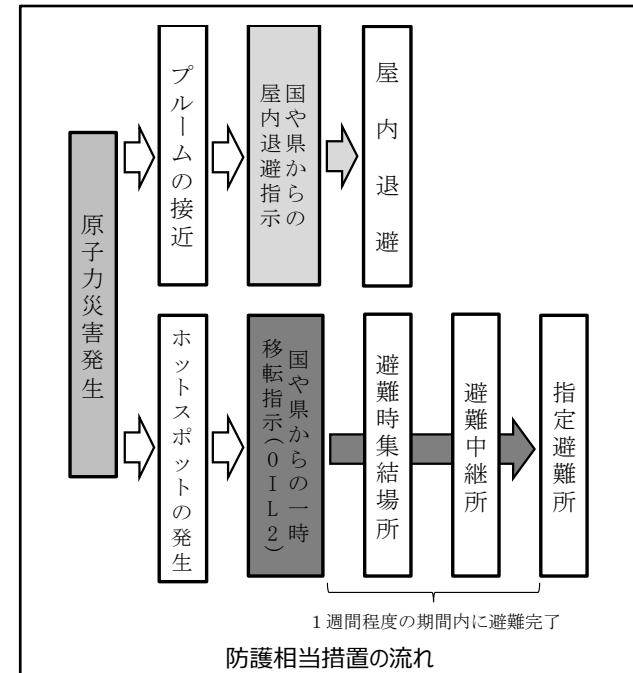
第2章 防護相当措置の準備及び実施

・屋内退避

原子力災害により放射性プルームが接近した際等に、国や県から屋内退避指示がでる。

・一時移転

原子力災害により、ホットスポットが発生し、国が定める基準のうち、下表のOIL2の基準を上回った場合は、国や県から一時移転指示がでる。



OIL2の基準とその防護措置について（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

大津市原子力災害避難計画 概要版（令和3年3月）

第3章 屋内退避

屋内退避は、住民等が容易に行うことができる有効な放射性防護対策のひとつである。屋内退避の指示・連絡等を受けたときは、市民は下記の事項に留意して行動する。

- ・自宅や職場、最寄りの公共施設等の建物の中に速やかに入る。
- ・扉や窓を閉める。
- ・テレビ、ラジオなどから情報を収集する。
- ・外部取込型エアコンや換気扇の使用を控える。
- ・顔や手を洗う。
- ・食品は容器に入れたり、ラップをする。
- ・外で着ていた衣服をビニール袋などに入れる。
- ・指示があるまで外出しない。

第4章 一時移転

一時移転は、放射線源または放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばくおよび放射性物質の吸入による内部被ばくを避けるためのひとつの手段で移動を伴う避難方法である。一時移転の指示・連絡等を受けたときは、市民は下記の事項に留意して行動する。

- ・指示の内容をよく聞く。
- ・近所の人に声をかける。
- ・ガスの元栓を締め電気はブレーカーを切る。
- ・戸締りをする。
- ・マスクや帽子、上着を着用し、なるべく肌をさらさないようにする。
- ・日頃から非常時持ち出し袋の準備に努め、一時移転指示が出た際は可能な限り持って移動する。

(1)避難時集結場所

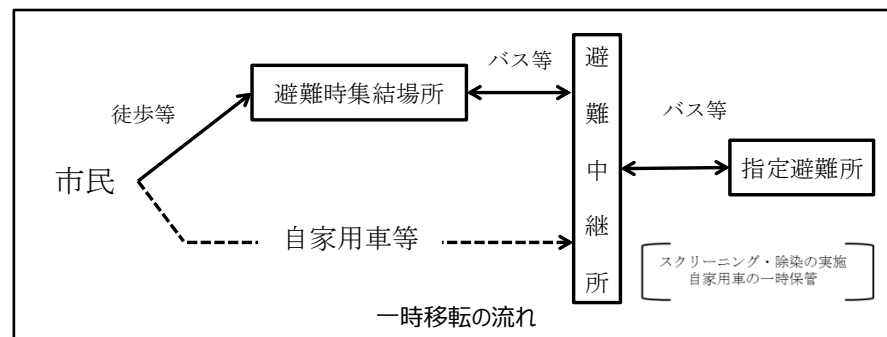
市民は一時移転の指示がでた際は、避難時集結場所に集結するものとする。避難時集結場所は各学区の市立小学校等とする。

(2)避難中継所

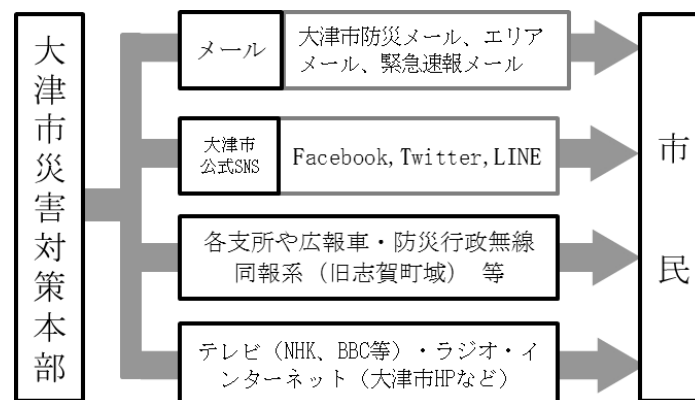
避難中継所はスクリーニングおよび除染等を行うための場所で、県により設置される。本市は伊香立中学校体育館と和邇市民体育館を想定している。

(3)避難所

避難所は、原則として、対象地域以外の市内避難所から市が選定する。



第5章 避難に関する情報伝達



第6章 要配慮者への対応

災害発生時には、避難支援等関係者が連携を図りつつ、避難行動要支援者の避難要領により迅速かつ円滑に避難誘導する。

第7章 一時滞在者への対応

一時滞在者への避難手段については、原則として来訪手段と同様の手段で避難させる。

第9章 安定ヨウ素剤の予防服用

市は対象地域の市民を対象とし、1回服用に必要な安定ヨウ素剤を備蓄している。国や県から配布および服用指示が出た際は、避難中継所等にて、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。